

平成18年 6 月 5 日

株 主 各 位

横浜市港北区榎町三丁目 7 番60号

株式会社 ヨロズ

取締役社長 志 藤 昭 彦

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示、ご押印のうえ、平成18年 6 月 19 日までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年 6 月 20 日（火曜日）午前10時
2. 場 所 横浜市港北区榎町三丁目 7 番60号
株式会社ヨロズ 本社ビル 6 階大ホール

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第61期（平成17年 4 月 1 日から平成18年 3 月 31 日まで）営業報告書、連結貸借対照表及び連結損益計算書ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第61期（平成17年 4 月 1 日から平成18年 3 月 31 日まで）貸借対照表及び損益計算書報告の件

決 議 事 項

- 第 1 号議案 第61期利益処分案承認の件
第 2 号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類（32頁から44頁）」に記載のとおりであります。
第 3 号議案 取締役 7 名選任の件
第 4 号議案 補欠監査役 1 名選任の件
第 5 号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

以 上

なお、株主総会終了後に株主各位の当社に対するご理解をより深めていただくため、「株主様との懇談会」を株主総会会場にて開催を予定いたしておりますので、株主総会と合わせてご出席下さいますようお願い申し上げます。

~~~~~  
（お願い）当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を必ず会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 営 業 報 告 書

(平成17年4月1日から  
平成18年3月31日まで)

### I. 営業の概況

#### 1. ヨロズグループの営業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、原油価格の高騰が懸念される中、設備投資や個人消費が緩やかながら増加しており、景気は徐々に回復してまいりました。一方、海外におきましては、アジア経済が中国・インドを中心に成長を続けており、米国経済は大型ハリケーンなどによる一時的な減速はあったものの、個人消費は堅調に推移し景気の拡大基調は継続しております。しかしながら、今後の原油価格・為替・金利の動向が内外の景気に大きく影響を及ぼすものと予想されます。

自動車業界におきましては、国内販売台数は、普通乗用車は6.1%減となりましたが、軽自動車は3.6%増、トラックが5.4%の増加となったため、前期比0.7%と微増の5,862千台となりました。また、輸出台数は、アジア・ヨーロッパ向けが減少したものの、北米・中近東等向けが増加したため前年同期比5.6%増の5,257千台となりました。この結果、国内生産台数は前年同期比2.6%増の10,894千台となりました。

このような状況下にありまして、当社は引き続き国内外での営業活動の強化を図ってまいりました結果、連結売上高全体では前年同期比28.0%増の109,642百万円となりました。そのうち自動車部品の売上げは販売台数の増加により前年同期比28.9%増の105,296百万円となり、金型・設備等は海外子会社での新規立ち上がり部品の増加により、前年同期比9.0%増の4,345百万円となりました。

一方、企業体質強化のためにグループ挙げて取り組んでいる「ヨロズサクセスプラン（YSP）」では、経営改革の2本柱である「生産革命」と「マネジメント革命」を推進した結果、生産性・在庫金額・スペース削減に大きな改善が図られてきております。また、現場での活動成果を源流である開発部門へフィードバックすることにより開発力強化に結びつける活動も進んできております。

その結果、引き続き高値で推移する鋼材・購入部品等の影響を吸収し、連結営業利益は、前年同期に比べ30.6%増の3,631百万円となり、連結経常利益は、前年同期に比べ30.4%増の3,853百万円となりました。この結果、連結当期純利益は、前年同期に比べ80.2%増の2,395百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は、「日本」では、53,231百万円（前期比33.5%増）の売上高に対し、3,924百万円（同78.2%増）の営業利益を計上いたしました。「北米」では、57,665百万円（同29.1%増）の売上高となりましたが、昨年に引き続き鋼材・購入部品等の価格が高値で推移したことにより、164百万円（前期は275百万円の営業損失）の営業損失を計上いたしました。「アジア」につきましては、中国の广州萬宝井汽車部件（YBM）の順調な立ち上がり、ヨロズタイランド（YTC）の販売増により、売上高は10,193百万円（同86.0%増）となり、780百万円（同34.5%増）の営業利益となりました。

海外事業につきましては、以下海外子会社の状況について地域別に申し上げます。

#### (1) 米国

米国経済は、2005年の実質GDP成長率が前年比+3.6%となり、2004年の+4.2%を下回っており、減速の傾向にあります。

しかしながら、住宅ブームなどによる資産効果もあり、個人消費や企業の設備投資が堅調な伸びを示していることから、米国経済は予想以上の底堅さを見せています。

2005年の米国の新車市場は、全体で前年同期比0.5%増の1,699万台となり、なかでも日本車が同6.2%増の515万台を販売し、過去最高のシェア32.2%を獲得しました。

反面、ビッグスリーの販売は前年同期比2.5%減の992万台となり、シェアは同1.8ポイント下落の56.9%となりました。

このような状況下で、当社グループの米国全体の売上げは、日産、ホンダ、GM等各得意先向けの新規及び追加部品の立ち上がりや日本車メーカーの好調な販売により、前年比10.8%の増加となりました。

拠点別に見ますと、

まず、米国最大の生産拠点を有しているヨロズオートモーティブテネシー（YAT）では、2004年後半に日産の小型トラックとこれをベースとしたSUV及びホンダのミニバンが相次いで立ち上がったことに加え、

日本車メーカーの販売が引き続き好調だったことにより、2005年の部品売上高は前年比8.9%増の234百万ドルとなりました。

なお、2005年は新型車の立上げがほとんどなく、金型・設備の売上げは2百万ドルに留まったため、売上高合計では前年比2.9%増の236百万ドルとなりました。

次に、ミシガン州南西部のヨロズオートモーティブノースアメリカ（YANA）は、米国北部に製造拠点のある自動車メーカー（ホンダ、GM、三菱、スバル）にサスペンション部品を主体に供給しております。2005年1月よりホンダ・カナダ向けSUT、同年4月より三菱向けスポーツカーに夫々リアサスペンションの納入を開始したことから、2005年の部品売上高は前年比35.2%増の140百万ドルとなりました。

更に、ミシシッピ州西部のヨロズオートモーティブミシシッピ（YAM）は米国南部の生産工場として、ミシシッピ州の日産工場及びルイジアナ州のGM工場向けにサスペンション部品を納入しております。2005年の部品売上高は、前年比で4.0%減の45百万ドルとなりました。操業開始から4年目となる2006年も、生産性向上活動を継続して実施しております。

なお、ミシガン州デトロイト近郊にあるヨロズアメリカ（YA）は、営業と購買の一部をテネシー州のYAT内に移動し、米国南部の営業・購買拠点として得意先やサプライヤーからの要求に対しても迅速な対応ができるようになりました。また、2006年3月よりミシガン州ノーバイ市にあったYA事務所をファーマントンヒルズ市に移転しました。

なお、当社の連結子会社であるヨロズオートモーティブテネシー・ヨロズオートモーティブノースアメリカ・ヨロズオートモーティブミシシッピは、米国ゼネラルモータース（GM）が契約に違反したと認められたため、平成18年3月に提訴いたしました。

## (2) メキシコ

メキシコにおきましては、米国経済の好調を受けて、景気拡大が続いており、販売台数は増加いたしました。しかし、政府が積極的に進めている自由貿易協定の影響もあり、輸入車が増加し、生産台数は横ばいに推移しております。このような状況にあつて、ヨロズメヒカーナ（YMEX）では、主要得意先である日産の増産により2005年の部品売上高は前年比24.2%増の768百万ペソとなりました。

日産の新規投入車種での受注も決定し、2006年以降大幅な売上げ増加が予想されます。

(3) タイ

東南アジアの拠点であるヨロズタイランド（YTC）は、タイ国内では、AAT（マツダ・フォード合弁会社）をはじめ、いすゞ、トヨタ、ホンダ、日産、日野及びGMに部品納入しております。

また海外向けでは豪州・三菱やインドネシア・スズキにサスペンション部品を輸出しております。

タイ国の自動車販売は、主力の1トピックアップ車が前年比27%増と好調を持続し、他方主要自動車メーカーが輸出拡大を推進していることから、完成車の輸出は引き続き増加していくものと考えられます。このような好調な市場に支えられ、YTCの2005年の部品売上高は前年比40.3%増の2,874百万バーツとなりました。

現在も、タイ国内及び海外からの受注や引き合いも多く来ているため、工場を拡張するとともに、2006年夏には1,600トン3次元トランスファー・プレス機を増設し、更に事業が拡大する見込みであります。

ツーリング事業の拡大を目的として2003年に設立したヨロズエンジニアリング システムズ タイランド（YEST）は、2005年から組立設備の製作も始めました。2006年は、リンク部品の金型と組立設備の両方を製作し現地で立ち上げる予定です。今後もYTCの部品受注拡大をサポートするために、金型と組立設備を一貫生産できるアジアの拠点として事業の拡大を目指します。

(4) 中国

中国の拠点である广州萬宝井汽車部件（YBM）は、2005年3月に操業を開始し、東風汽車（日産）及び重慶長安鈴木汽車（スズキ）向けサスペンション部品及び広州豊田発動機（トヨタ）向けオイルパンの生産を順調に続けております。また、2006年の3月及び7月に立ち上がる東風汽車の現地調達化部品及び新車部品の準備を行っており、2006年の売上げに大きく寄与します。その結果、2006年は単年度黒字化を達成する見込みです。

なお、既に受注が決定した他の日本車メーカーを含め、新規部品の受注活動に取り組んでまいります。

海外事業の状況については以上の通りであります。

## 2. ヨロズグループの設備投資の状況

設備投資につきましては、全拠点において、新車展開のための投資を推進してまいりました。

日本及び米国、メキシコにおいては、日産、ホンダ、マツダ向けの新車展開のための設備投資を行っています。経済成長の著しいアジアにおいて、とくにタイでは、能力増強のための建屋増設及びプレスラインの設置や日産、ホンダ、マツダ、GM等の新車展開の設備投資を積極的に行っています。また、中国では、日産及びトヨタ、スズキ向けの新車展開の設備投資を行い、当社グループ（当社及び連結子法人等）全体で101億円の設備投資を実施いたしました。

## 3. ヨロズグループの資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループは、借入金返済資金として20億円、タイの設備資金として約9億円、銀行より調達をいたしました。しかし、グループ間融資を導入することにより有利子負債残高を前年度末に比べ1億円削減し、当連結会計年度末有利子負債残高は188億円となりました。

#### 4. ヨロズグループ及び当社の経営成績及び財産の状況の推移

##### (1) ヨロズグループの経営成績及び財産の状況の推移

| 期 別<br>項 目 | 第 58 期<br>自 平成14年4月1日<br>至 平成15年3月31日 | 第 59 期<br>自 平成15年4月1日<br>至 平成16年3月31日 | 第 60 期<br>自 平成16年4月1日<br>至 平成17年3月31日 | 第 61 期<br>自 平成17年4月1日<br>至 平成18年3月31日 |
|------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 売 上 高      | 65,289<br>百万円                         | 70,231<br>百万円                         | 85,675<br>百万円                         | 109,642<br>百万円                        |
| 当 期 純 利 益  | △ 280<br>百万円                          | 1,970<br>百万円                          | 1,329<br>百万円                          | 2,395<br>百万円                          |
| 1株当たり当期純利益 | △ 15.00<br>円                          | 91.11<br>円                            | 86.15<br>円                            | 157.90<br>円                           |
| 総 資 産      | 66,429<br>百万円                         | 63,302<br>百万円                         | 64,073<br>百万円                         | 76,855<br>百万円                         |
| 純 資 産      | 24,445<br>百万円                         | 19,277<br>百万円                         | 18,954<br>百万円                         | 24,287<br>百万円                         |
| 1株当たり純資産   | 1,137.43<br>円                         | 1,294.34<br>円                         | 1,272.60<br>円                         | 1,631.64<br>円                         |

(注) 1. △は損失を示します。

- 第58期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成14年9月25日 企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。
- 第58期において、海外子会社ヨロズオートモーティブミシシッピ社を連結対象会社に追加いたしました。
- 第59期において、国内子会社（株）ヨロズ大分を連結対象会社に追加いたしました。
- 第60期において、国内子会社（株）ヨロズ栃木、海外子会社广州萬宝井汽車部件有限公司及びヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社を連結対象会社に追加いたしました。
- 第61期において、国内子会社(株)ヨロズ愛知を連結対象会社に追加いたしました。

(2) 当社の経営成績及び財産の状況の推移

| 期 別<br>項 目 | 第 58 期<br>自 平成14年4月1日<br>至 平成15年3月31日 | 第 59 期<br>自 平成15年4月1日<br>至 平成16年3月31日 | 第 60 期<br>自 平成16年4月1日<br>至 平成17年3月31日 | 第 61 期<br>自 平成17年4月1日<br>至 平成18年3月31日 |
|------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 売 上 高      | 41,349 百万円                            | 39,682 百万円                            | 39,088 百万円                            | 51,550 百万円                            |
| 当 期 純 利 益  | 1,061 百万円                             | 1,484 百万円                             | 1,177 百万円                             | 778 百万円                               |
| 1株当たり当期純利益 | 47.59 円                               | 68.06 円                               | 75.90 円                               | 49.04 円                               |
| 総 資 産      | 60,363 百万円                            | 60,490 百万円                            | 60,737 百万円                            | 66,047 百万円                            |
| 純 資 産      | 31,533 百万円                            | 27,688 百万円                            | 28,631 百万円                            | 29,931 百万円                            |
| 1株当たり純資産   | 1,467.85 円                            | 1,860.58 円                            | 1,924.05 円                            | 2,011.59 円                            |

(注) 1. 第58期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成14年9月25日 企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

なお、同会計基準及び適用指針の適用に伴う影響は軽微であります。

2. 第61期の売上高増加は、主に海外子会社向け金型・設備の増加によるものであります。

また、当期純利益が減少となったのは米国子会社であるヨロズオートモーティブミシシッピに対する貸付金の一部について貸倒引当金を計上したためであります。

## II. ヨロズグループが対処すべき課題

今後の内外経済の見通しにつきましては、日本経済は2005年下期の企業業績好調の流れに引き続き、2006年度も好調が見込まれ、実質GDP成長率は、+2.7%と予測されています。米国経済は成長テンポを弱めつつあるものの、引き続き成長を持続し、実質GDP成長率は2006年通期で+3.2%と予測されています。欧州経済も緩やかながら回復が見込まれ、2006年の実質GDP成長率は+1.9%と予測されています。アジア地域は依然高い成長率を堅持し、2006年の実質GDP成長率は+6.9%と予測されております。

従って世界経済はおおむね堅調に推移するものと思われませんが、原油や原材料価格の高値圏での推移に加え、為替動向も不透明な状況であり、先行き楽観視できない状況が続くものと考えられます。

自動車業界におきましては、中国、インド及びアセアン地域を中心に需要の拡大が見込まれますとともに、新車投入による市場活性化効果も引き続き期待されておりますが、国際的な業界再編が進行しボーダレスな市場競争が激化するなか、国際競争力がますます厳しく問われる経営環境下にあると認識しております。

自動車部品業界におきましては、得意先からの要請に対応した国際競争力ある「Q：世界同一品質の確保」「C：国際価格競争力の強化」「D：グローバル供給体制」「D：開発力の強化」が喫緊の課題となっております。

このような状況下にあります当社グループは、「小粒な会社でもグローバル規模のエクセレントカンパニー」という企業ビジョンを掲げ、世界中のお客様に機能・価格・納期共に満足して頂ける最高の品質を提供し、競争力ある提案型企業として信頼される企業グループの確立を目指す活動を、積極的に進めております。また当社グループは、高い倫理観と遵法精神により、公正で透明度の高い企業活動を推進することを、経営姿勢の基本としております。

中期的な経営戦略につきましては、「ヨロズサクセスプラン」を策定し、一層の合理化活動（部品原価低減・固定費削減）の推進、グローバル供給体制確立に向けての諸施策の実施を図りながら、開発力並びに生産技術力の強化および商品力並びに販売力の向上を進めてまいります。そのために「競争力あるヨロズグループへの変革」を掲げて経営改革を進めているところであり、「生産革命」と「マネジメント革命」を経営改革の2本柱と位置づけ更に活動を促進してまいります。

そして2008年度目標値として連結売上高1,050億円、連結売上高営業利益率6%以上と定め、その達成を目指してまいりましたが、2005年度の実績は、連

売上高1,096億円、連結売上高営業利益率3.3%となり、売上高については、2008年度の目標値を達成いたしました。これは、円安の影響もあり真の実力ではないと考えております。今後は円高が予測されますが、2008年度の新たな売上高目標値を1,100億円以上と設定して活動を進めてまいります。

2006年度におきましては、次の諸課題に取り組んでまいり所存であります。

- ①C S R（企業の社会的責任）の推進（「新・会社法」への取り組み）
- ②北米事業の収益改善
- ③アジア事業の拡大
- ④資本政策

特に昨年より取り組みを進めております「C S Rの推進」ですが、新会社法では、内部統制の強化が求められており、内部統制システムを組み込んだC S R推進体制を確立してまいります。

なお、自己株式の処分・活用につきましては、当社グループ成長発展のためのより良い資本政策を検討し、時宜にかなった決定をしてまいり所存でございます。

以上の施策により、長期安定的な経営基盤を確立し、世界に通用する専門メーカー（サスペンション部品メーカーとしてマーケット評価No. 1を目指す）を志向して社業の発展に努めてまいり所存であります。

## 1. ヨロズグループの主要な事業の内容

## 2. 株式の状況

- ### (3) 大株主

(注) 1. 株式会社みずほ銀行への出資はありませんが、同行の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式241株と優先株式500株を所有しております。

2. 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループは、平成17年10月1日、株式会社UFJホールディングスとの合併により株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループとなりました。同時に、三菱信託銀行株式会社はUFJ信託銀行株式会社と合併により三菱UFJ信託銀行株式会社となっております。

3. 三菱UFJ信託銀行株式会社への出資はありませんが、同行の親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの普通株式70株を所有しております。

4. 当社は、自己株式6,601千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(4) 自己株式の取得、処分等及び保有

①取得株式

該当ありません。

②処分株式

該当ありません。

③失効手続きをした株主

該当事項ありません。

④決算期における保有株式

普通株式 6,601,013株

### 3. 従業員の状況

(1) ヨロズグループの従業員の状況

| 従業員数（名） | 前期末比増減（名） |
|---------|-----------|
| 3,710   | 272（増）    |

（注） 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 臨時従業員627名は上記人員に含んでおりません。

(2) 当社の従業員の状況

| 従業員数（名） | 前期末比増減（名） | 平均年齢（歳） | 平均勤続年数（年） |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 300     | 17（増）     | 39.9    | 14.3      |

（注） 1. 社外への出向者59名は上記人員に含んでおりません。

2. 当社が受け入れている派遣社員32名は上記人員に含んでおりません。

#### 4. 企業結合の状況

##### (1) 重要な子法人等の状況

| 会 社 名                  | 資 本 金          | 議決権比率                | 主要な事業の内容                  |
|------------------------|----------------|----------------------|---------------------------|
| 株 式 会 社 庄 内 ヨ ロ ズ      | 400百 万 円       | 82.00%<br>(5.00%)    | 自 動 車 部 品 製 造             |
| 株式会社ヨロズサービス            | 10百 万 円        | 100.00%              | 保険代理業・貸金業<br>人材派遣・業務請負他   |
| 株式会社ヨロズエンジニアリング        | 100百 万 円       | 100.00%              | 生 産 設 備 製 造               |
| 株 式 会 社 ヨ ロ ズ 大 分      | 100百 万 円       | 100.00%              | 自 動 車 部 品 製 造             |
| 株 式 会 社 ヨ ロ ズ 栃 木      | 100百 万 円       | 100.00%              | 自 動 車 部 品 製 造             |
| 株 式 会 社 ヨ ロ ズ 愛 知      | 100百 万 円       | 100.00%              | 自 動 車 部 品 製 造             |
| ヨロズオートモーティブテネシー社       | 95,090千米ドル     | 85.01%<br>(85.01%)   | 自 動 車 部 品 製 造             |
| ヨ ロ ズ ア メ リ カ 社        | 122,840千米ドル    | 100.00%              | 自 動 車 部 品 開 発<br>及び北米事業統括 |
| ヨロズオートモーティブノースアメリカ社    | 20,000千米ドル     | 100.00%<br>(100.00%) | 自 動 車 部 品 製 造             |
| ヨロズオートモーティブミシシッピ社      | 10,000千米ドル     | 100.00%<br>(100.00%) | 自 動 車 部 品 製 造             |
| ヨ ロ ズ メ ヒ カ ー ナ 社      | 291,405千墨ペソ    | 89.37%               | 自 動 車 部 品 製 造             |
| ヨ ロ ズ タ イ ラ ン ド 社      | 1,800,000千泰バーツ | 100.00%              | 自 動 車 部 品 製 造             |
| ヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社 | 65,000千泰バーツ    | 100.00%<br>(100.00%) | 生 産 設 備 製 造               |
| 广州萬宝井汽車部件有限公司          | 99,360千人民币元    | 51.00%               | 自 動 車 部 品 製 造             |

(注) 議決権比率欄の( )内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。

##### (2) 企業結合の経過

株式会社ヨロズ愛知は、平成17年8月に設立した100%子法人であり、当連結会計年度より連結子法人等を含めております。

##### (3) 企業結合の成果

連結子法人等は上記の14社であり、当連結会計年度の連結売上高は1,096億4千2百万円(前期比28.0%増)、連結当期純利益は23億9千5百万円(前期比80.2%増)となりました。

## 5. 主要な借入先

| 借 入 先         | 借入金残高<br>(百万円) | 借入先が有する当社の株式 |             |
|---------------|----------------|--------------|-------------|
|               |                | 持株数<br>(千株)  | 出資比率<br>(%) |
| 株式会社みずほ銀行     | 6,884          | 742          | 3.46        |
| 株式会社横浜銀行      | 2,106          | 742          | 3.46        |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 485            | 55           | 0.26        |
| 株式会社三井住友銀行    | 668            | —            | —           |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 336            | 682          | 3.18        |

## 6. ヨロズグループの主要な事業所

| 会 社 名                  | 所 在 地                          | 備 考                          |
|------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| 当 社                    | 神奈川県横浜市                        | 所在地には<br>本社を記載<br>しておりま<br>す |
| 株式会社庄内ヨロズ              | 山形県鶴岡市                         |                              |
| 株式会社ヨロズサービス            | 神奈川県横浜市                        |                              |
| 株式会社ヨロズエンジニアリング        | 山形県東田川郡三川町                     |                              |
| 株式会社ヨロズ大分              | 大分県中津市                         |                              |
| 株式会社ヨロズ栃木              | 栃木県小山市                         |                              |
| 株式会社ヨロズ愛知              | 愛知県名古屋市                        |                              |
| ヨロズオートモーティブテネシー社       | 米国テネシー州モリソン市                   |                              |
| ヨロズアメリカ社               | 米国ミシガン州ファーミントンヒルズ市             |                              |
| ヨロズオートモーティブノースアメリカ社    | 米国ミシガン州バトルクリーク市                |                              |
| ヨロズオートモーティブミシシッピ社      | 米国ミシシッピ州ビックスバーグ市               |                              |
| ヨロズメヒカーナ社              | 墨国アグアスカリエンテス州サンフランシスコ・デ・ロス・ロモ市 |                              |
| ヨロズタイランド社              | 泰国ラヨン県                         |                              |
| ヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社 | 泰国ラヨン県                         |                              |
| 广州萬宝井汽車部件有限公司          | 中国広東省広州市花都区                    |                              |

## 7. 取締役及び監査役

| 会社における地位 | 氏 名       | 担当または主な職業                                                                                         |
|----------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◎取締役社長   | 志 藤 昭 彦   | 【YGH O品質保証機能統括】                                                                                   |
| 取 締 役    | 江 波 戸 正 隆 | 【YGH O北米事業統括兼営業機能統括】ヨロズアメリカ社会長                                                                    |
| 取 締 役    | 坂 本 正 道   | 【YGH Oアジア事業統括兼生産管理機能統括】<br>調達本部長兼生産管理部長、情報システム部                                                   |
| 取 締 役    | 川 田 勇 輔   | 【YGH O開発・生産技術機能、生産機能統括】YPW推進本部長                                                                   |
| 取 締 役    | 河 原 清     | 【YGH O人事・総務機能、財務機能統括】管理部長                                                                         |
| 取 締 役    | 岩 浪 英 男   | 【YGH O経営戦略統括】経営企画室長                                                                               |
| 取 締 役    | 佐 藤 和 己   | 【YGH O北米事業副統括】ヨロズアメリカ社社長、ヨロズオートモーティブテネシー社会長、ヨロズオートモーティブノースアメリカ社会長、ヨロズオートモーティブミシシッピ社会長、ヨロズメヒカーナ社会長 |
| 監査役（常勤）  | 宮 原 信 清   |                                                                                                   |
| ※監 査 役   | 保 坂 民 男   | 公認会計士                                                                                             |
| ※監 査 役   | 横 山 良 和   | 公認会計士                                                                                             |

- （注） 1. ◎印は代表取締役であります。
2. ※印は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。
3. YGH O（Yorozu Global Head Office）は、マネジメント革命（機能別グローバルマトリックス組織）を推進するための組織であります。

#### 8. 会計監査人に支払うべき報酬等の額

当社及び当社子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

|                                                  | 支 払 額 |
|--------------------------------------------------|-------|
| 1. 当社及び子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額                   | 27百万円 |
| 2. 上記1. のうち公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額 | 27百万円 |
| 3. 上記2. のうち当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額                | 22百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、旧商法特例法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、3. の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### IV. 決算期後に生じたヨロズグループの状況に関する重要な事実

記載すべき事実はありません。

~~~~~  
(参考) 本営業報告書中の記載金額及び株式数は表示単位未満を切り捨て、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	千円	(負 債 の 部)	千円
流 動 資 産	32,596,194	流 動 負 債	36,208,636
現 金 及 び 預 金	1,660,945	支 払 手 形	2,920,555
受 取 手 形	224,893	買 掛 金	15,597,657
売 掛 金	17,662,681	短 期 借 入 金	6,467,848
有 償 支 給 未 収 入 金	1,458,485	一年以内償還予定の社債	3,600,000
た な 卸 資 産	8,490,231	未 払 法 人 税 等	1,099,376
繰 延 税 金 資 産	1,468,056	賞 与 引 当 金	786,782
未 収 入 金	1,304,428	未 払 消 費 税 等	185,374
そ の 他	737,617	未 払 金	1,483,519
貸 倒 引 当 金	△ 411,144	未 払 費 用	1,981,126
固 定 資 産	44,135,154	設 備 支 払 手 形	60,442
有 形 固 定 資 産	37,371,062	そ の 他	2,025,955
建 物 及 び 構 築 物	7,209,654	固 定 負 債	12,510,574
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	17,004,562	社 債	3,000,000
工 具 器 具 備 品	3,539,368	長 期 借 入 金	5,765,000
土 地	2,783,196	退 職 給 付 引 当 金	1,250,417
建 設 仮 勘 定	6,834,279	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	214,058
無 形 固 定 資 産	150,726	そ の 他	2,281,098
連 結 調 整 勘 定	120,352	負 債 合 計	48,719,211
そ の 他	30,373	(少 数 株 主 持 分)	
投 資 其 他 の 資 産	6,613,365	少 数 株 主 持 分	3,848,829
投 資 有 価 証 券	4,796,341	(資 本 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	1,487,058	資 本 金	3,472,499
そ の 他	329,965	資 本 剰 余 金	4,160,499
繰 延 資 産	124,227	利 益 剰 余 金	25,720,066
開 業 費	124,227	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,887,102
資 産 合 計	76,855,575	為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 5,196,762
		自 己 株 式	△ 5,755,869
		資 本 合 計	24,287,535
		負債、少数株主持分及び資本合計	76,855,575

(注) 1. 有形固定資産の減価償却累計額 61,355,224千円

2. 担保に供している資産

建 物	1,430,948千円
機 械 装 置	4,561,983千円
工 具 器 具 備 品	680,119千円
土 地	432,938千円
自 己 株 式	5,755,334千円

連結損益計算書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

科 目		金 額
経常損益の部の部	営業収益	千円
	営業費用	109,642,065
	営業売上原価	97,066,426
	営業販売費及び一般管理費	8,943,826
	計	106,010,252
	営業利益	3,631,813
	営業外収益	
	受取利息	96,712
	受取配当金	70,550
	不動産賃貸料	104,052
	為替差益	299,177
	消費税の差額	78,309
	その他	96,307
	計	745,109
	営業外費用	
	支払利息	215,753
	営業費償却	95,418
	リースバティブ評価損	167,633
	その他	44,760
	計	523,565
経常利益		3,853,356
特別損益の部	特別利益	
	固定資産売却益	56,397
	その他	31,502
	計	87,900
	特別損失	
特別損益の部	固定資産売却損	35,056
	固定資産廃棄損	350,359
	減価償却の損失	239,113
	その他	7,082
	計	631,612
税金等調整前当期純利益		3,309,644
法人税、住民税及び事業税		1,579,011
法人税等調整額		△ 836,043
少数株主利益		171,076
当期純利益		2,395,599

(注) 1株当たり当期純利益

157円90銭

注 記 事 項

表示単位未満の端数処理方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(連結の範囲等に関する事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子法人等の状況

子法人等はすべて連結しております。

① 連結子法人等の数 14社

② 主要な連結子法人等の名称

営業報告書のⅢ. 4. 企業結合の状況 (1) 重要な子法人等の状況を参照ください。

(新規連結)

株式会社ヨロズ愛知は、平成17年8月に設立した100%子法人であり、当連結会計年度より連結子法人等を含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子法人等及び関連会社の状況

該当する会社はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子法人等及び関連会社の状況

① 主要な会社の名称

萬運輸株式会社

② 持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子法人等の営業年度等に関する事項

連結子法人等のうち、ヨロズオートモーティブテネシー社、ヨロズメヒカーナ社、ヨロズタイランド社、ヨロズアメリカ社、ヨロズオートモーティブノースアメリカ社、ヨロズオートモーティブミシシッピ社、ヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社及び广州萬宝井汽車部件有限公司の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。なお、その他の連結子法人等の決算日と連結決算日は一致しております。

(会計方針等)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

① 時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、評価方法は移動平均法によっております。）

② 時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主としてたな卸資産の評価方法は、次のとおりであります。

(1) 製品・仕掛品（量産品）、部分品及び原材料

総平均法による原価法

(2) その他の製品・仕掛品

個別法による原価法

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法

なお、在外連結子法人等のうちヨロズオートモーティブテネシー社、ヨロズタイランド社、ヨロズアメリカ社、ヨロズオートモーティブノースアメリカ社、ヨロズオートモーティブミシシッピ社及びヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社のたな卸資産については、先入先出法による低価法によっております。

3. デリバティブ取引により生ずる債権及び債務の評価基準及び評価方法

時価法

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

① 当社及び国内連結子法人等

定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 在外連結子法人等

定額法

(2) 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

5. 重要な繰延資産の処理方法

開業費

在外連結子法人等ヨロズタイランド社及びヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社の開業費は繰延資産に計上し、それぞれ20年間及び10年間で均等償却しております。

国内連結子会社（株式会社ヨロズ愛知）の開業費は支出時に全額償却いたしました。

6. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、以下の債権区分に応じて、それぞれに掲げる方法によっております。

① 一般債権

貸倒実績率法によっております。

② 貸倒懸念債権等特定の債権

個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務（ヨロズオートモーティブテネシー社については退職給付債務及び年金資産）の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、米国連結子法人等については米国会計基準によっております。

また、数理計算上の差異は、主として従業員の平均残存勤務期間（1年未満の端数を切り捨てた年数）に基づく定率法により発生年度から償却しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、株式会社ヨロズサービスを除く国内連結子法人等及び当社につきましては、内規による期末要支給額を計上しております。

7. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子法人等の資産・負債並びに収益・費用は、在外連結子法人等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めております。

8. 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

9. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

当社においては、その目的、内容、取引相手、リスクについて、事前が取締役会の承認を得て実施し、それに基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

(3) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によるスワップにつき有効性の評価は省略しております。

10. その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

11. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産及び負債の評価は、全面時価評価法によっております。

12. 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定は、5年間で均等償却しております。

会計処理の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

当営業年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これにより税金等調整前当期純利益は72,608千円減少しております。

なお、減損損失累計額については、改正後の連結財務諸表等規則に基づき当該資産金額から直接控除しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年 5月17日

株式会社 ヨロズ
取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員	公認会計士	川	井	克	之	Ⓔ
業務執行社員						
指定社員	公認会計士	薬	袋	政	彦	Ⓔ
業務執行社員						
指定社員	公認会計士	川	田	譲	二	Ⓔ
業務執行社員						

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、株式会社ヨロズの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第61期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当法人の意見は次の通りである。

- (1) 連結計算書類は、法令及び定款に従い株式会社ヨロズ及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。
- (2) 重要な会計方針に記載されているとおり、当社は当営業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」を適用しているが、この変更は、同会計基準及び同適用指針が当営業年度より適用されることになったことに伴うものであり、相当と認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第61期営業年度の連結貸借対照表及び連結損益計算書（以下「連結計算書類」という）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年5月18日

株式会社コロズ 監査役会

常 勤 監 査 役 宮 原 信 清 ㊟

監 査 役 保 坂 民 男 ㊟

監 査 役 横 山 良 和 ㊟

(注) 1 監査役保坂民男及び監査役横山良和は、株式会社の監査等に関する旧「商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

(注) 2 当社の会計監査人である中央青山監査法人は、金融庁より平成18年5月10日付で平成18年7月1日から同年8月31日までの2ヵ月間、業務の停止処分を受けました。

貸 借 対 照 表

(平成18年 3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	千円	(負 債 の 部)	千円
流 動 資 産	21,031,954	流 動 負 債	26,005,690
現 金 預 金	128,664	支 払 手 形	578,500
受 取 手 形	109,022	買 掛 金	12,087,306
売 掛 金	11,602,407	短 期 借 入 金	2,388,000
有 償 支 給 未 収 入 金	3,355,799	一年以内返済予定の長期借入金	4,855,000
製 部 分 品	277,728	一年以内償還予定の社債	3,600,000
材 料	3,056	未 払 金	735,969
仕 掛 品	2,380	未 払 費 用	613,154
貯 蔵 品	987,270	未 払 法 人 税 等	370,677
前 払 費 用	1,364	前 受 り 金	193,992
繰 延 税 金 資 産	65,127	預 り 金	52,874
短 期 貸 付 金	327,108	賞 与 引 当 金	234,165
未 収 入 金	3,515,581	設 備 支 払 手 形	30,270
そ の 他 の 流 動 資 産	558,479	デ リ バ テ ィ ッ プ 評 価 勘 定	257,642
固 定 資 産	97,964	そ の 他	8,135
有 形 固 定 資 産	45,015,185	固 定 負 債	10,109,928
建 構 物	9,809,554	社 債	3,000,000
機 械 装 置	1,678,010	長 期 借 入 金	4,904,000
車 両 運 搬 具	69,705	退 職 給 付 引 当 金	317,649
工 具 器 具 備 品	4,726,234	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	211,764
土 地	10,401	長 期 未 払 金	1,016,989
建 設 仮 勘 定	1,403,720	繰 延 預 り 保 証 金	80,000
無 形 固 定 資 産	1,703,890	繰 延 税 金 負 債	579,525
ソ フ ト ウ ェ ア	217,591	負 債 合 計	36,115,618
投資その他の資産	18,424	(資 本 の 部)	
投 資 有 価 証 券	35,187,206	資 本 金	3,472,499
関 係 会 社 株 式	4,757,456	資 本 剰 余 金	4,160,499
関 係 会 社 出 資 金	28,621,724	資 本 準 備 金	4,160,499
従 業 員 長 期 貸 付 金	673,020	利 益 剰 余 金	26,170,030
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	3,277	利 益 準 備 金	868,124
そ の 他	2,819,280	任 意 積 立 金	22,273,325
貸 倒 引 当 金	74,102	特 別 償 却 積 立 金	36,254
資 産 合 計	△ 1,761,654	海 外 投 資 等 損 失 積 立 金	237,071
	66,047,140	別 途 積 立 金	22,000,000
		当 期 未 処 分 利 益	3,028,579
		株 式 等 評 価 差 額 金	1,884,362
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,884,362
		自 己 株 式	△ 5,755,869
		資 本 合 計	29,931,521
		負 債 及 び 資 本 合 計	66,047,140

- (注) 1. 有形固定資産の減価償却累計額 36,331,463千円
2. 関係会社に対する債権及び債務
短期金銭債権 10,530,289千円
長期金銭債権 2,819,280千円
短期金銭債務 6,937,930千円
3. 担保に供している資産
建 構 物 1,430,948千円
機 械 装 置 4,561,983千円
工 具 器 具 備 品 680,119千円
土 地 432,938千円
自 己 株 式 5,755,334千円

4. 保証債務残高 1,068,446千円
5. リース契約により使用する固定資産
工具器具備品 電子計算機及びその周辺機器 392台
6. 退職給付引当金
退職給付債務期末残高 338,606千円
未認識の数理計算上の差異 20,956千円
7. 商法施行規則第124条第3号に規定する金額
その他有価証券評価差額金 1,884,362千円

損 益 計 算 書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

科 目		金 額
経 常 損 益 の 部	営業損益の部	千円
	営業収益	51,550,649
	営業費用	44,018,264
	営業販売費及び一般管理費	4,695,709
	営業利益	48,713,973
	営業外収益	2,836,675
	営業外収益	188,415
	受取配当金	99,656
	受取資産の替	96,000
	受取資産の計	312,853
特別損益の部	営業外費用	17,991
	支社デソ	714,915
	支払バテ	90,953
	支払バテの計	66,358
	利息損他	167,633
	利息損他	17,465
	利息損他	342,410
	経常利益	3,209,181
	特別損益の部	
	特別損益	1,741
特別損益の部	特別損益	107,110
	特別損益	108,852
	特別損益	40
	特別損益	26,587
	特別損益	1,761,654
	特別損益	72,608
	特別損益	1,860,890
	特別損益	1,457,143
	特別損益	650,000
	特別損益	28,581
特別損益の部	特別損益	778,562
	特別損益	2,339,145
	特別損益	89,127
	特別損益	3,028,579
	特別損益	
	特別損益	
	特別損益	
	特別損益	
	特別損益	
	特別損益	

(注) 1. 関係会社との取引高は、次のとおりであります。

- | | |
|------------|--------------|
| 営業収益 | 9,834,560千円 |
| 営業費用 | 37,883,836千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 230,963千円 |
- 前期損益修正益
 - 関係会社に対する過年度過払手数料であります。
 - 貸倒引当金繰入額
 - 関係会社貸付金に対するものであります。
 - 減損損失
- 市場価値が著しく下落している一部の土地において、当営業年度より減損損失を計上しております。
- 1株当たり当期純利益 49円04銭

重要な会計方針

(1) 表示単位未満の端数処理方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

時価のあるその他有価証券は、決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部資本直入法により処理し、評価方法は移動平均法により算定しております。）

時価のないその他有価証券、子会社株式及び関連会社株式は、移動平均法による原価法によっております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品（量産品）、部分品及び原材料は、総平均法による原価法によっております。

その他の製品・仕掛品は、個別法による原価法によっております。

貯蔵品は、最終仕入原価法によっております。

(4) デリバティブ取引により生ずる債権及び債務の評価基準及び評価方法

時価法

(5) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産のうちソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(6) 賞与引当金の計上基準

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

また、数理計算上の差異は従業員の平均残存勤務期間（1年未満の端数を切り捨てた年数）に基づく定率法により、発生年度から償却しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規による期末要支給額を計上しております。

なお、役員退職慰労引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

(9) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(10) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……借入金

当社においては、その目的、内容、取引相手、リスクについて、事前に取締役会の承認を得て実施し、それに基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

③ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によるスワップにつき有効性の評価は省略しております。

(11) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

会計処理の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

当営業年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これにより税引前当期純利益は72,608千円減少しております。

なお、減損損失累計額については、改正後の財務諸表等規則に基づき当該資産の金額から直接控除しております。

利 益 処 分 案

	円
当 期 未 処 分 利 益	3,028,579,905
特別償却積立金取崩額	18,492,679
海外投資等損失積立金取崩額	108,604,710
計	3,155,677,294
これを次のとおり処分いたします。	
配 当 金	89,127,738
1 株につき 普通配当 6 円	
取 締 役 賞 与 金	50,000,000
別 途 積 立 金	1,000,000,000
計	1,139,127,738
次 期 繰 越 利 益	2,016,549,556

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年 5月17日

株式会社 ヨロズ
取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員	公認会計士 川 井 克 之 ㊞
業務執行社員	
指定社員	公認会計士 薬 袋 政 彦 ㊞
業務執行社員	
指定社員	公認会計士 川 田 譲 二 ㊞
業務執行社員	

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社ヨロズの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第61期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 重要な会計方針に記載されているとおり、会社は当営業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」を適用しているが、この変更は、同会計基準及び同適用指針が当営業年度より適用されることになったことに伴うものであり、相当と認める。
- (3) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (5) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、旧商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第61期営業年度の取締役の職務執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社に対しても営業の報告を求め、必要に応じて子会社へ赴き、その業務及び財産の状況を詳細に調査いたしました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社の調査結果を含め不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月18日

株式会社ヨロズ 監査役会

常 勤 監 査 役 宮 原 信 清 ㊟

監 査 役 保 坂 民 男 ㊟

監 査 役 横 山 良 和 ㊟

(注) 1 監査役保坂民男及び監査役横山良和は、株式会社の監査等に関する旧「商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

(注) 2 当社の会計監査人である中央青山監査法人は、金融庁より平成18年5月10日付で平成18年7月1日から同年8月31日までの2ヵ月間、業務の一部停止処分を受けました。

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 148,530個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第61期利益処分案承認の件

議案の内容につきましては、添付書類29頁に記載のとおりであります。

当社は財務体質の強化や内部留保の確保に努めつつ、安定的な配当の継続を基本方針とし、業績並びに経営環境を総合的に勘案して配当を行っております。

当期の配当金につきましては、1株につき6円とさせていただきたいと存じます。

これにより、すでにお支払いさせていただいております中間配当金1株につき6円と合わせ、年間配当金は1株につき12円となります。

なお、取締役賞与金につきましては、期末時の取締役7名に対し、5,000万円を支給いたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法」（平成17年法律第86号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号。以下「整備法」という）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり所要の変更をするものであります。

- (1) 単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、（単元未満株主の権利制限）の規定を新設するものであります。
- (2) インターネットの普及を考慮して、法務省令の定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするため（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定を新設するものであります。
- (3) 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするため（取締役会の決議の省略）の規定を新設するものであります。

(4) 役員等が期待される役割を十分発揮することができるよう、（取締役の責任免除）、（監査役の責任免除）及び（会計監査人の責任免除）の規定を新設するものであります。

なお、変更案第34条（取締役の責任免除）の新設につきましては、監査役全員一致による監査役会の同意を得ております。

(5) 剰余金の配当等を取締役会の権限とし、株主の皆様への機動的な利益還元ができるよう、（剰余金の配当等の決定機関）の規定を新設するものであります。

(6) その他、会社法が施行されたことに伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

なお、「整備法」に定める経過措置の規定により、平成18年5月1日付で、当社定款には、以下の定めがあるものとみなされております。

- ① 当会社に、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く。
- ② 当会社は株券を発行する。
- ③ 当会社は株主名簿管理人を置く。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第4条 （条文省略） 第2章 株 式 （発行する株式の総数） 第5条 当会社の発行する株式の総数は、 6,400万株とする。ただし、株式消 却が行われた場合にはこれに相当す る株式数を減じる。 （取締役会決議による自己株式の取得） <u>2. 当会社は、取締役会決議をもつて、当会社の株式を買い受けることができる。</u>	第1章 総 則 第1条～第4条 （現行どおり） 第2章 株 式 （発行可能株式総数） 第5条 当会社の発行可能株式総数は、 6,400万株とする。 （第6条に移項）

現 行 定 款	変 更 案
(新設) <u>(1 単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</u> 第6条 当会社の1単元の<u>株式の数</u>は、100株とする。 <u>2. 当会社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という）に係わる株券を発行しない。</u> (新設) (新設) (名義書換代理人) 第7条 当会社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。 2. <u>名義書換代理人</u>及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。	<u>(自己の株式の取得)</u> 第6条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。 (単元株式数) 第7条 当会社の1単元の<u>株式数</u>は、100株とする。 (第8条第2項に移項) <u>(株券の発行)</u> 第8条 当会社は株式に係る株券を発行する。 <u>2. 前項の規定にかかわらず、当会社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u> <u>(単元未満株主の権利制限)</u> 第9条 当会社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> (3) <u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (株主名簿管理人) 第10条 当会社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。 2. <u>株主名簿管理人</u>及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

現 行 定 款	変 更 案
3. 当会社の株主名簿及び実質株主名簿（以下「株主名簿等」という）及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人</u>の事務取扱場所に備え置き、<u>株式の名義書換</u>、<u>単元未満株式の買取り</u>、<u>実質株主名簿・株券喪失登録簿</u>への記載または記録<u>その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u> （基準日） <u>第8条</u> 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において権利を行使できる株主とする。<u>また、毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、中間配当金を受ける者とする。</u> 2. <u>そのほか必要ある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、基準日を設けることができる。</u>	3. 当会社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ</u>）、<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人</u>の事務取扱場所に備え置き、<u>株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u> （基準日） <u>第11条</u> 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された<u>議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）</u>をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において権利を行使<u>することができる</u>株主とする。 2. <u>前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする</u><u>ことができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(株式取扱規程) <u>第9条</u> 当会社の株券の種類並びに株式の 名義書換、単元未満株式の買取り、 実質株主名簿・株券喪失登録簿への 記載または記録その他株式に関する 事務取扱い及び手数料については、 取締役会<u>の定める株式取扱規程によ</u> <u>る。</u> 第3章 株主総会 (招集時期) <u>第10条</u> 当会社の定時株主総会は、毎年6 月に招集し、臨時株主総会は、必要 ある場合に<u>随時これを招集する。</u> <u>2. 前項の定時株主総会において権利</u> <u>を行使することができる株主は、毎</u> <u>年3月31日の最終の株主名簿等に記</u> <u>載または記録された株主とする。</u> <u>第11条</u> (条文省略) (新設)	(株式取扱規程) <u>第12条</u> 当社が発行する株券の種類並び に株主名簿、株券喪失登録簿及び新 株予約権原簿への記載または記録、 単元未満株式の買取り、その他株式 または新株予約権に関する取扱い、 株主の権利行使に際しての手続き等 及び手数料については、<u>法令または</u> <u>定款に定めるもののほか、取締役会</u> <u>において定める株式取扱規程によ</u> <u>る。</u> 第3章 株主総会 (招集時期) <u>第13条</u> 当会社の定時株主総会は、毎年6 月に招集し、臨時株主総会は、必要 がある場合に招集する。 (削除) <u>第14条</u> (条数繰り下げ、条文は現行どお り) (株主総会参考書類等のインターネット開 示とみなし提供) <u>第15条</u> 当会社は、株主総会の招集に際 し、株主総会参考書類、事業報告、 計算書類及び連結計算書類に記載ま たは表示すべき事項に係る情報を、 法務省令に定めるところに従いイン ターネットを利用する方法で開示す ることにより、株主に対して提供し たものとみなすことができる。

現 行 定 款	変 更 案
(決議の方法) <u>第12条</u> 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>これを行う</u>。 2. 商法第343条の規程によるべき株主総会の決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う</u>。 (議決権の代理行使) <u>第13条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。 2. 前項の場合、代理人は、代理権を<u>証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない</u>。 (株主総会の議事録) <u>第14条</u> 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長並びに出席した取締役がこれに記名<u>捺印</u>する。 2. <u>株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置く。</u> 第4章 取締役及び取締役会 (新設) <u>第15条</u> (条文省略)	(決議の方法) <u>第16条</u> 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う</u>。 2. 会社法第309条第2項の定めによるべき株主総会の決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う</u>。 (議決権の代理行使) <u>第17条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、議決権を行使することができる。 2. 前項の場合には、<u>株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない</u>。 (株主総会の議事録) <u>第18条</u> 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項を記載または記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する</u>。 (削除) 第4章 取締役及び取締役会 <u>(取締役会の設置)</u> <u>第19条</u> <u>当会社は取締役会を置く。</u> <u>第20条</u> (条数繰り下げ、条文は現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の選任) <u>第16条</u> 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>これを行う</u>。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (取締役の任期) <u>第17条</u> 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする</u>。 <u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべきときまでとする。</u> <u>第18条～第21条</u> (条文省略) (報酬及び退職慰労金) <u>第22条</u> 取締役の<u>報酬及び退職慰労金</u>は、株主総会において定める。 <u>第23条</u> (条文省略) (取締役会の招集手続) <u>第24条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。	(取締役の選任) <u>第21条</u> 取締役は、株主総会の<u>決議によって選任する</u>。 2. 取締役の選任決議は、<u>議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う</u>。 3. (現行どおり) (取締役の任期) <u>第22条</u> 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする</u>。 (削除) <u>第23条～第26条</u> (条数繰り下げ、条文は現行どおり) (取締役の報酬等) <u>第27条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>株主総会の決議によって定める</u>。 <u>第28条</u> (条数繰り下げ、条文は現行どおり) (取締役会の招集手続) <u>第29条</u> (条数繰り下げ、条文は現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(新設) (取締役会の決議) <u>第25条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その<u>議決権の過半数</u>をもって<u>これを行う</u>。 (新設) (取締役会の議事録) <u>第26条</u> 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名<u>捺印</u>する。 <u>2. 取締役会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置く。</u> <u>第27条</u> (条文省略)	<u>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u> (取締役会の決議) <u>第30条</u> 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 (取締役会の決議の省略) <u>第31条</u> 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項につき議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u> (取締役会の議事録) <u>第32条</u> 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項を記載または記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u> (削除) <u>第33条</u> (条数繰り下げ、条文は現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(新設) 第 5 章 監査役及び監査役会 (新設) <u>第28条</u> (条文省略) (監査役の選任) <u>第29条</u> 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>これを行う</u>。 (監査役の任期) <u>第30条</u> 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の<u>とき</u>までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了す<u>べきとき</u>までとする。 (常勤監査役) <u>第31条</u> 監査役は、<u>その互選により常勤の監査役を置くものとする</u>。	(取締役の責任免除) <u>第34条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、<u>取締役会の決議によって免除することができる。</u> 第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役及び監査役会の設置) <u>第35条</u> 当社は<u>監査役及び監査役会を置く。</u> <u>第36条</u> (条数繰り下げ、条文は現行どおり) (監査役の選任) <u>第37条</u> 監査役は、株主総会の<u>決議によって選任する。</u> 2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行</u>使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) <u>第38条</u> 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時</u>までとする。 2. <u>退任した監査役に代って就任した補欠監査役</u>の任期は、退任した監査役の任期の満了する<u>時</u>までとする。 (常勤監査役) <u>第39条</u> 監査役会はその決議によって<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(報酬及び退職慰労金) <u>第32条</u> 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会において定める。 (監査役会の招集手続) <u>第33条</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。 2. (新設) <u>第34条</u> (条文省略) (監査役会の議事録) <u>第35条</u> 監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した監査役がこれに記名捺印する。 <u>2. 監査役会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置く。</u> <u>第36条</u> (条文省略) (新設)	(監査役の報酬等) <u>第40条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (監査役会の招集手続) <u>第41条</u> (条数繰り下げ、条文は現行どおり) <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> <u>第42条</u> (条数繰り下げ、条文は現行どおり) (監査役会の議事録) <u>第43条</u> 監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u> (削除) <u>第44条</u> (条数繰り下げ、条文は現行どおり) (監査役の責任免除) <u>第45条</u> 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
(新設)	第6章 会計監査人
(新設)	(会計監査人の設置)
(新設)	<u>第46条 当社は会計監査人を置く。</u>
(新設)	(会計監査人の選任)
(新設)	<u>第47条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u>
(新設)	(会計監査人の任期)
(新設)	<u>第48条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>
(新設)	2. <u>会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>
(新設)	(会計監査人の報酬等)
(新設)	<u>第49条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>
(新設)	(会計監査人の責任免除)
(新設)	<u>第50条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設) 第6章 計 算 (営業年度及び決算期) 第37条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>毎営業年度の末日をもって決算期とする。</u> (利益配当) 第38条 当社の利益配当金は、<u>毎決算期の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払う。</u> (新設)	2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第7章 計 算 (事業年度) 第51条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 (剰余金の配当等の決定機関) 第52条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。</u> (剰余金の配当の基準日) 第53条 当社の期末配当の基準日は、<u>毎年3月31日とする。</u> 2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> 3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(中間配当金) <u>第39条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当金を支払うことができる。</u> (配当金等の除斥期間) <u>第40条 利益配当金または中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。</u> 2. <u>利益配当金及び中間配当金</u>には、利息をつけない<u>ものとする。</u>	(削除) (配当金の除斥期間等) <u>第54条 配当財産が、金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u> 2. <u>未払の配当金</u>には、利息をつけない。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員の任期は、本総会終結の時をもって満了いたしますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有株式数
1	志藤 昭彦 (昭和18年1月30日生)	昭和43年4月 当社入社 昭和56年10月 当社生産管理部長 昭和58年6月 当社取締役 昭和63年6月 当社常務取締役 平成3年6月 当社専務取締役 平成4年6月 当社代表取締役専務 平成8年6月 当社代表取締役副社長 平成10年6月 当社代表取締役社長 平成13年6月 当社代表取締役社長、最高経営責任者兼最高執行責任者(現) (平成15年5月 ㈱ヨロズエンジニアリング 代表取締役会長 平成15年6月 ㈱庄内ヨロズ代表取締役会長 平成15年6月 ㈱ヨロズサービス代表取締役会長 平成15年9月 ㈱ヨロズ大分代表取締役会長 平成16年3月 ㈱ヨロズ栃木代表取締役会長 平成17年9月 ㈱ヨロズ愛知代表取締役会長)	株 253,300
2	江波戸 正隆 (昭和17年2月22日生)	昭和40年4月 日産自動車㈱入社 平成2年4月 日産トレーディング英国会社取締役社長 平成6年6月 当社入社、当社取締役 平成6年11月 当社取締役海外業務部長 平成9年7月 当社取締役営業部長 平成10年10月 当社常務取締役営業部長 平成13年6月 当社常務取締役、常務執行役員 平成14年6月 当社取締役、専務執行役員(現) (平成14年6月 ヨロズアメリカ社会長)	8,200

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 他 の 会 社 の 代 表 状 況	所 有 株 式 数
3	坂 本 正 道 (昭和18年3月27日生)	昭和41年3月 当社入社 平成元年4月 当社業務部長 平成元年8月 当社営業部長 平成2年6月 当社取締役営業部長 平成9年7月 当社取締役生産管理部長 平成10年10月 当社常務取締役生産管理部長 平成13年6月 当社常務取締役、常務執行役員生産管理部長 平成14年6月 当社取締役、専務執行役員 平成16年4月 当社取締役、専務執行役員生産管理部長 平成17年1月 当社取締役、専務執行役員調達本部長 平成18年1月 当社取締役、専務執行役員調達本部長兼生産管理部長(現)	株 18,200
4	川 田 勇 輔 (昭和19年2月13日生)	昭和42年3月 当社入社 平成元年8月 当社購買部長 平成6年7月 当社小山工場長 平成8年7月 ヨロズメヒカーナ社社長 平成9年6月 当社取締役 平成11年6月 ヨロズオートモーティブテネシー社社長 平成13年6月 当社取締役、執行役員 平成14年6月 当社取締役、執行役員生産管理部長 平成16年4月 当社取締役、執行役員 平成17年1月 当社取締役、執行役員Y P W推進本部長 平成17年5月 当社取締役、常務執行役員Y P W推進本部長(現)	10,600

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所株式有数
5	佐藤和己 (昭和28年8月2日生)	昭和51年3月 当社入社 平成元年4月 当社研究開発部実験課長 平成3年10月 当社小山工場組立課長 平成7年4月 ヨロズオートモーティブ ネシー社品質保証部シニア マネージャー 平成13年1月 当社設計部主管 平成14年6月 当社執行役員 平成16年6月 当社取締役、執行役員 (現) (平成13年4月 ヨロズアメリカ社社長 平成17年1月 ヨロズオートモーティブ ネシー社会長 平成17年1月 ヨロズオートモーティブ ノースアメリカ社会長 平成17年1月 ヨロズオートモーティブミ シシッピ社会長 平成17年1月 ヨロズメヒカーナ社会長)	株 4,300
6	河原清 (昭和21年3月3日生)	昭和44年4月 日産自動車(株)入社 平成7年7月 同社富士工場総務部長 平成9年7月 同社販売会社支援部長 平成10年6月 当社入社、当社取締役 平成10年7月 当社取締役経理部長 平成12年1月 当社取締役管理部長 平成13年6月 当社執行役員管理部長 平成14年6月 当社取締役、執行役員管理 部長(現)	13,000
7	岩浪英男 (昭和18年8月15日生)	昭和42年4月 日産自動車(株)入社 平成3年1月 同社商用車開発センター主 管 平成5年7月 同社第3商品開発室主管 平成8年6月 当社入社、当社取締役 平成8年7月 当社取締役設計部長 平成13年6月 当社執行役員設計部長 平成14年6月 当社執行役員経営企画室長 平成16年6月 当社取締役、執行役員経営 企画室長(現)	4,900

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、本総会終了後の取締役会において執行役員に選任される予定であります。
- なお、各候補者は平成18年5月19日に公表した「当社株式の大量買付け提案への対応方針」に全員賛成しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 他 の 会 社 の 代 表 状 況	所 株 式 有 数
斎 藤 一 彦 (昭和31年8月23日生)	昭和63年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 平成4年4月 岡田・斎藤法律事務所開設 平成18年4月 関東弁護士会連合会常務理事 東京家庭裁判所調停委員(現)	—

(注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 候補者は、社外監査役の要件を満たしており、社外監査役の補欠として選任するものであります。

第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成2年6月26日開催の第45回定時株主総会において「月額1,500万円以内」、監査役の報酬額は、平成6年6月29日開催の第49回定時株主総会において「月額500万円以内」と決議いただき今日に至っております。

この度、会社法が施行され役員賞与が報酬等に含まれることが明定されたこと及びその後の経済情勢の変化等諸般の事情を考慮し、また、より弾力的な報酬政策が可能になるように月額による表示を年額による表示に改めまして、取締役の報酬額を「年額3億円以内」、監査役の報酬額を「年額1億円以内」とさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は7名であり、第3号議案が承認可決されました後も現状と同じ7名であります。現在の監査役は3名であります。

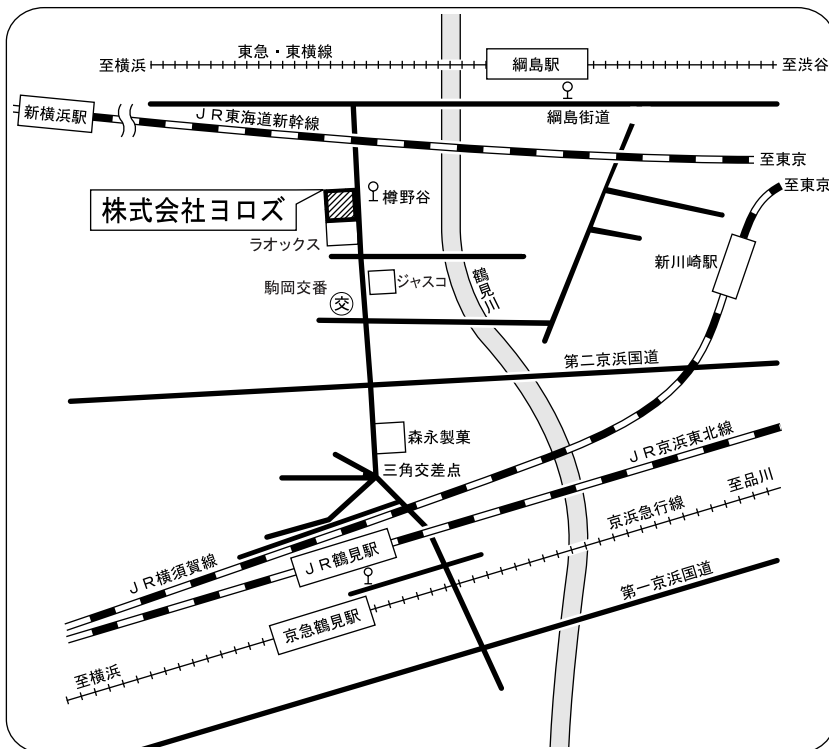
以 上

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内図

会 場 横浜市港北区樽町三丁目7番60号
株式会社ヨロズ 本社ビル6階大ホール



交通機関

- ◆ 東急・東横線 網島駅下車 横浜市営バス 鶴見駅行
川崎鶴見臨港バス 川崎駅行 } にて樽野谷下車 1分
(バス所要5分)
- ◆ J R・京浜東北線 鶴見駅下車 } 横浜市営バス 網島駅行にて樽野谷下車 1分
京急・京急鶴見駅下車 } (バス所要30分)
- ◆ J R・東海道新幹線 新横浜駅下車、タクシー20分
- ◆ J R・横須賀線 新川崎駅下車、タクシー15分

- (注) 1. 「樽野谷」バス停下車 1分です。
手前の停留所は、網島からの場合「樽町中央」、鶴見からの場合「一ノ瀬」です。
2. 新横浜駅及び新川崎駅からタクシーの場合、目標を駒岡方面と伝えてからヨロズの社名を言って下さい。(交通事情の悪い時があります。余裕をもってお出かけ下さい。)